

許可番号 指令 生衛薬 第 744 号

高度管理医療機器等 販売業  
販売業 許可証

氏 名  
法人にあっては、  
その名称

エア・ウォーター・リンク株式会社

営業所の名称

エア・ウォーター・リンク株式会社  
鹿児島出張所

営業所の所在地

鹿児島市田上二丁目2番19号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定  
により高度管理医療機器等の  
販売業  
貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和6年7月25日

鹿児島市保健所長 新小田 雄一



令和6年8月1日から

有効期間

令和12年7月31日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。